

## 1. “さくらプロジェクト”について

先日行われた市政ふれあい懇談会で、「27年度の主な事業」についての説明があり、その中に、観光振興策として「さくらプロジェクトの検討」がありました。

事業内容としては、「手賀沼沿いの桜を核として更なる魅力アップを図るため、桜の苗木を植樹するとともに、効果的なイベントの実施について検討する。」というものでした。

所管課は商業観光課と公園緑地課。事業予算は9月補正を予定しているとのことでした。

最近、市内の市民活動団体による桜にまつわる企画が続き、私も“さくらプロジェクト”の提案をしようと考えていたところで、突然この事業を知って驚きましたが、この事業が未来への投資として素晴らしい事業になるよう、いくつか質問及び提案をさせていただきます。

### (1) 発生源とこれまでの経緯について

この事業は当初予算にはありませんでした。このことからしても、突然、企画された印象が否めませんが、この事業の発生源とこれまでの経緯についてお聞かせください。

### (2) 趣旨・目的の拡大の提案

4月17日に行われた庁内会議の資料には、“さくらプロジェクト”の趣旨・目的として「我孫子市の観光資源である手賀沼の魅力を一層高めるため、手賀沼公園から遊歩道沿いにさくらを植樹し、広く市内外に我孫子のさくらと我孫子の素晴らしさを発信する。イベントについては、おもてなしキャンペーンとして継続し、将来「我孫子のさくらまつり」に繋げていきたい。」と書かれており、“さくらプロジェクト”の目的が我孫子市の観光振興、商業の活性化ということになりますが、もう少し、多角的な視点でこの事業の目的を設定していただきたいと考えます。

いうまでもありませんが、我孫子のシンボル手賀沼は単に観光資源ではありません。『手賀沼のほitori 心輝くまち』～人・鳥・文化のハーモニーとして～将来都市像の共通の目標にもなっているように、手賀沼は人に安らぎや癒しを与える快適空間であり、多様な動植物の生息する首都圏で稀有な自然資源であり、かつて白樺派の文人たちの感性を虜にして、『北の鎌倉』と呼ばれるほどの一大文化拠点となった場所です。

“さくらプロジェクト”の目的を単に観光の振興、商業の活性化だけにするのではなく、桜を通してのふるさと我孫子の景観形成、そして、手賀沼文化拠点整備計画等ともリンクさせ、“物語の生まれるまち”等の文化的・歴史的資源を活かしたまちづくりの目的も加味していただきたいと考えます。

それが、結果として、我孫子の資源を活かしたまちづくりとなり交流人口の拡大、観光振興、商業の活性化にもつながっていくのだと考えます。

“さくらプロジェクト”の趣旨・目的の拡大について、市の見解をお聞かせください。

### (3) 市制施行45周年記念事業とする提案

今年の4月5日、「我孫子の文化を守る会」の“放談くらぶ”がありました。「遊歩道の桜と日米桜交流秘話」をテーマにしたお話の中で、「手賀沼遊歩道の桜は市政の発足時に企画され、昭和47年あたりから漸次植えられたもの。」だということを私は初めて知りました。

今年は、我孫子市の市制施行45周年。我孫子が市制を敷くにあたって、45年前、先人た

ちがまさに未来への投資として手賀沼遊歩道に桜を植えてくれました。その思いを受け継ぎ、そして、更に次の世代に素晴らしいふるさと我孫子の景観を残すべく、“さくらプロジェクト”を市制施行 45 周年記念事業として位置づけ、未来につながるまちづくり事業とすることを提案いたします。

#### (4) “さくらプロジェクト”への市民参加

今年は、桜にまつわるいろいろな出来事がありました。3月14日に常磐線上野東京ラインの開通を記念して、「あびこの魅力発信チャンネル」から我孫子の景観を育てる会が提供した「遊歩道の桜」が放映されました。

また、4月5日には、先ほどお話した手賀沼遊歩道の桜をテーマにした我孫子の文化を守る会のお話会があり、配布資料の手賀沼遊歩道「桜図鑑」には、講師がこれまでに調べた手賀沼公園出口より滝下広場までの遊歩道のどこに、どんな種類の桜が何本植えられている等、詳細な説明が書かれていました。そして、お話会の数日後には、講師の案内で遊歩道の桜を見て歩くツアーも企画されていました。

さらに、4月28日には、「我孫子のいろいろ八景発表会コンサート・桜八景/水八景」が行われ、会場は満員となりました。

八景の選考は、市内の景観づくりや自然保護、歴史・文化の振興などの市民活動団体で構成する選考委員会が行っています。

また、その際、我孫子市と我孫子の景観を育てる会が協働で作成した「我孫子のいろいろ八景 見聞綴り 其の三 桜八景/水八景」という素晴らしい冊子が配布されました。

我孫子の景観を育てる会では、その他にも「我孫子のさくらマップ」を作成しています。

ご紹介したように、我孫子の桜については、これまで市民活動団体や市民の方々が、様々な取り組みを行ってきました。

市民との協働を掲げている我孫子市です。この“さくらプロジェクト”にも積極的に市民参加を図るべきだと考えます。ご所見をお聞かせください。

#### (5) オーナー制度導入の提案

私は以前、オーナー制度を活用した“記念樹の森”の提案をしましたが、実現しませんでした。今回、この“さくらプロジェクト”において、再度、桜の木のオーナー制度の提案をさせていただきます。

今年度のこの事業の予算は250万円、30～40本程度植樹する予定だと伺っていますが、この事業は今年限りで終わるというものではないと思います。

オーナー制度は市民が資金面でまちづくりに協力することになります。また、市民の想いをまちづくりに活かすことによって我孫子市との絆が強まります。

“さくらプロジェクト”にオーナー制度を導入する提案について、市のお考えをお聞かせください。

## 2. 「市民公益活動支援指針」の見直しについて

我孫子市は、地方分権一括法が施行された2000年に基本構想を策定し、分権の本旨であ

る「市民自治のまちづくり」を掲げてきました。

そして、その実現のために「協働によるまちづくり」を宣言し、同年、「我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針」が策定されました。

あれから15年、この度、様々な環境変化に対応するため、支援指針の見直が行われています。

私は、今年の6月議会で、「公共の担い手づくり」についての質問をした際、見直しに当たっては、その重要性をしっかりと認識した上での確かな方向性と支援策を取りまとめていただくよう要望しました。

今回の見直しの検証、そして、今後の市民活動支援について、質問、及び提案をさせていただきます。

### (1) 市の『協働によるまちづくり』についての考え方

市は、これまでの指針の中で、これからのまちづくりについて、「それぞれの特性を生かし多種多様なサービスを行う市民の活動は、今後のまちづくりの担い手として大きな可能性を持つ」とし、「21世紀のまちづくりを市民・企業・行政の適切な役割分担に基づく『協働』により推進しようと考えている」としていました。

そして、「『協働』という視点に立って積極的に行政施策を進めていくとともに、情報や機会の提供など支援のための環境をつくる必要がある」として推進施策を示しました。

また、現在の基本構想でも、「魅力あるまちを、市民と市がそれぞれの役割を自覚しながら、協働で創り続けていく」とした上で、市民が自らまちづくりを進めるための支援をしていくことを示しています。

このような市の『協働によるまちづくり』の考え方は、新たな指針の策定に当たっても当然貫かれていると思いますが、改めて市の『協働によるまちづくり』についての考え方をお聞かせください。

### (2) 指針見直しの背景について

今回の指針の見直しの背景として、最初の指針の策定から10年以上が経過し、市民公益活動を取り巻く状況や市民活動団体が抱える課題は大きく変化したとしていますが、

ア. 市民公益活動を取り巻く状況、及び市民活動団体が抱える課題の変化についての市の認識をお聞かせください。

イ. また、平成26年度から指定管理者制度が導入されたことによって、支援体制が大きく変わったとしていますが、どのように変わったのか具体的にお示しください。

### (3) 推進施策について

人口の減少と少子高齢化が急速に進む中、市民が主体的に行うまちづくり活動の重要性が、これまで以上に大きくなっていますが、その一方で、市民活動団体は、様々な運営上の課題を抱えています。

今後、市民が主体的に取り組むまちづくり活動を、より活性化していくためには、市として課題を踏まえた支援を進めていく必要があります、今回、6項目の推進施策が掲げられました。

#### ア. 拠点施設の機能強化

市民活動ステーションは、平成26年度から指定管理者制度が導入され、施設の管理・運営と市民活動支援事業(ソフト事業)が一元的に実施されるようになりました。

そして、今回の指針では市民活動ステーションは市民公益活動を総合的に支援する拠点施設として位置づけられ、コーディネート機能の強化や市民活動支援組織が相互に連携できる環境をつくっていくとしています。

しかし、指定管理者制度が導入されてから見えてきた課題を解決することも重要だと考えます。

その課題のひとつは、ロッカーや印刷機の利用料の値上げの際に見られた指定管理者と市民活動団体との意思疎通が十分でなかった問題です。

指定管理者の仕様書には、「利用料を変更する場合には、その取扱いについてあらかじめ市と協議すること。」となっていますが、値上げに際し指定管理者と十分に協議したのでしょうか。

また、市は指定管理者導入に際して、サービスの低下につながらないようにすると説明していますが、値上げをしなくてもすむ方策を考えたり、利用者への十分な説明責任を果たすように指導したのでしょうか？

もうひとつの課題は、担い手づくりのような指定管理者には荷が重すぎる市民活動支援を、今後、誰が中心となって実施していくのかという問題です。

指定管理者の事業計画書には、「指定管理者業務を超える目的の市民活動支援に係わる事項を市民活動ネットワークと有償で協働する予定」と書かれており、昨年度は協働で「市民活動メッセ」を実施しました。

しかし、課題も多く、今年度は指定管理者が事業計画書に従って再度「市民活動メッセ」を開催する一方で、市も「市民活動フェスタ」を復活させて「新交流イベント」を、同じ日に同じけやきプラザ内で開催することになり、市民にとっては大変分りにくい状況になっています。

市民活動支援事業は、施設の管理のように定型的なものではありません。状況に応じて、また、実施結果を踏まえて、より質の高い市民活動支援ができるよう仕様書に書かれた事業の見直しも含めた柔軟な対応が必要だと考えます。

また、契約時の仕様書に書かれていないことが必要になった場合、市としてどのように対処するのか、市の見解をお聞かせください。

## イ. 市民公益活動の担い手を増やすための取組

「協働のまちづくり」を進めるためには、「公共の担い手づくり」は、最重要課題のひとつであると、これまで何回も質問してきました。

今回、見直しの中で、市民活動団体が抱える最大の課題は担い手不足であるとの認識を示し、推進施策に位置付けたことは一定の評価をしています。

しかし、新たな施策例などを見る限りでは、担い手づくりとしてインパクトに欠けると思います。

前回の質問の際、副市長から「市民の皆さんから、地域活動大学や担い手づくりの対策検討会の提案もあるので、行政としっかり連携しながら議論をしていって、しっかりまとめ上げていきたいと考えている。」との前向きなご答弁がありましたが、指針見直しに当たって検討されたのでしょうか？

10年後、団塊の世代が全員後期高齢者になる2025年問題が大きな行政課題となりますが、超高齢社会の中で、市民公益活動の果たす役割は益々重要なものになってきました。

しかし、一昨年アンケート調査では、担い手の75%以上が60歳以上、10年後には担

い手の4人に3人が70代以上になり、市民公益活動の存続は難しくなります。

前回、副市長からは「今後も引き続き強力な担い手づくりの支援策が必要と認識している。指針の見直しの中で検討していく。」とのご答弁をいただいておりますが、本当に厳しい市民公益活動の担い手の現状を踏まえれば、まさに「強力な担い手づくり支援策」が必要だと考えます。

そして、行政としては、これからの時代「協働のまちづくり」が不可欠であることを、広報やあらゆる機会を通して、繰り返し市民に訴えていくことが重要だと考えます。

指針で掲げた「市民公益活動の担い手を増やすための取組について」市の考えをお聞かせください。

## ウ. 庁内体制の整備

前回の質問の際、今後は、これまで以上に市民との協働が必要であるとの認識を全庁的に持っていただきたいと要望しましたが、今回の見直しでは、推進施策のひとつに庁内体制の整備として庁内連携の強化、市民活動支援課内の体制整備、職員の理解・知識の向上が挙げられています。どれも大変重要な取組みだと考えます。

庁内連携の強化については、縦割り行政の弊害が指摘されている中、関係課が如何に横串をさして連携を強化するのか大変重要な課題です。お考えをお聞かせください。

また、どのように市民活動支援課内の体制を整備するのか、お聞かせください。

最後に、職員の理解・知識の向上については、実際に市民公益活動を経験していただくことが最も早道だと考えます。新規採用職員の研修のリニューアルとして、実践的な研修プログラムの研究があげられていますが、できるだけ多くの職員に、座学で知識を学ぶだけでなく実際に活動に参加する実践的な研修が必要だと考えます。

以上、庁内体制の整備についての考え方をお聞かせください。